

Q&A「消費税の軽減税率制度の実施に伴うシステム修正費用の取扱いについて」

【問】

消費税法改正により、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられ、この税率引き上げと同時に消費税の軽減税率制度が実施されることから、軽減税率対象品目を扱うA社は、自社の固定資産であるPOSのレジシステムや商品の受発注システム、経理システムのプログラムの修正を行う必要があり、当該修正を外部に委託することとしています。

当該修正は、消費税法改正による軽減税率制度の実施に伴い、事業遂行上、消費税の複数税率に対応した商品の管理や納税額の計算をしなければならなくなったために、必要な修正を行うものであり、新たな機能の追加、機能の向上等には該当しないことから、当該修正に要する費用は修繕費（損金算入）として取り扱うこととして差し支えないでしょうか。

【答】

各システムのプログラムの修正が、消費税法改正による軽減税率制度の実施に対してなされているものに限定されていることにつき、作業指図書等で明確にされている場合には、照会のとおりに取り扱って差し支えありません。



【解説】

プログラムの修正が、ソフトウェアの機能の追加、機能の向上等に該当する場合には、その修正に要する費用は資本的支出として取り扱われることとなりますが、照会の各システムのプログラムの修正は、消費税法改正による軽減税率制度の実施に対して、現在使用しているソフトウェアの効用を維持するために行われるものであり、新たな機能の追加、機能の向上等には該当しないとのことですので、本事案における修正に要する費用は、修繕費に該当します。

(注) プログラムの修正の中に、新たな機能の追加、機能の向上等に該当する部分が含まれている場合には、この部分に関しては資本的支出として取り扱うこととなります。

随 筆

日本で初めての飛行機事故ってご存知ですか？あまり知られてませんが、熊野前商店街の中程にその石碑があります。

故杉野治義中尉は大正6年3月25日午前11

時45分、千葉の下志津から所沢飛行場へフランスから輸入したス・ファルマン2号機で高度500メートルで帰航中、雹まじりの突風に翼を折られ機体がバラバラになって尾久村（当時）

の水田に墜落、殉職した。徳川好敏工兵大尉（陸士15期）が同型の飛行機で飛行に成功して7年後の出来事でした。翌年の一周忌に尾久村の在郷軍人会の皆さんで殉職遺跡碑が建てられ、今日まで地主さんと商店街と協力して碑を守ってきました。

杉野中尉は岩波ホール総支配人故高野悦子さん

の伯父で幼年学校から陸士に進んだ俊英であったそうです、故高野さんは「伯父は陸軍砲工学校で発動機の研究に打ち込み、将来を嘱望されていた。当日の飛行は家族持ちの別の人が操縦するはずであったのを自分は独身だからと代わっての飛行であった。地元の方々が供養を続けているのは感謝の他ありません」と語っていたそうです。

本年100回忌にあたり3月24日、石碑前に於て故杉野中尉御遺族・荒川区の皆様と共に慰霊祭を行い、これからは荒川区に石碑をお守りいただく事になりました。

大正、昭和、平成と時代が移り人が代わっても尊い犠牲があつて現在の空の安全がある事を忘れないようにする大切な石碑であり、殉職供養をし、語り続けることが大切な事だと思います。将来に向けて故杉野中尉の遺志を決して無駄にしないように心がけながら、空の安全を願うばかりであります。

「杉野中尉殉難遺跡」

東尾久支部長 瀬田茂道